



慶弔給付金

ポイント制除外

給付金の内容

●申請不要の給付金 入会時の登録情報により、申請なしに給付金が支払われます。

給付の種類		給付金	給付事由		
祝金	20歳	会員	5,000円	会員が満20歳を迎えたとき。	
	入学	会員の子	5,000円	会員の子が小学校又は中学校に入学したとき。	
	勤続	10年		5,000円	会員が現在の事業所の従業員となってから、左欄に定める年数を経過したとき。 ※給与所得として源泉徴収の対象となる場合があります。 ※事業所毎に異なりますので、詳しくは、所管の税務署または税理士等にご確認ください。
		15年		10,000円	
		20年		10,000円	
		25年		10,000円	
		30年		10,000円	
		35年		10,000円	
	40年		10,000円		
銀婚	25年		15,000円	会員が結婚(入籍)して満25年を迎えたとき。 ※入会申込書に結婚年月日の記入がない場合は対象になりません。	
還暦	60歳		7,000円	会員が満60歳を迎えたとき。	

●申請が必要な給付金 事由が発生してから1年以内に申請してください。

給付の種類		給付金	給付事由	添付書類	
祝金	結婚	会員	20,000円	会員が結婚(入籍)したとき。 ※市町村長に婚姻の届出をした日	事業主の証明
	出産	会員配偶者	10,000円	会員又はその配偶者が出産したとき(双生児以上は、1児につき1件の請求です)。ただし、生後14日以内の早期新生児死亡は該当しません。	事業主の証明
傷病見舞金	休業14日以上、30日未満		5,000円	会員が一つの傷病に対して左欄に定める日数を連続して休業したとき。この場合において、営業日・休日を問わず連続して休業した期間とします。 ※1の場合は支払いません。	出勤簿の写し及び医師の診断書の写し等傷病名のわかるもの
	休業30日以上		10,000円		
住宅災害見舞金	火災等(最高)		100,000円	会員が居住する建物又は建物に収容されている家財が火災等により被害を被ったとき。 ※1の場合は支払いません。	り災証明書
	自然災害等(最高)		30,000円		
弔慰金	会員		30,000円	会員が死亡したとき。 ※1の場合は支払いません。	事業主の証明
	配偶者		15,000円	会員の配偶者、父母(配偶者の父母を含む。)又は子(妊娠7か月以上で死産の場合及び生後14日以内の早期新生児死亡の場合を含む。)が死亡したとき。 ※1の場合は支払いません。	
	親・子		10,000円		

※1 ①会員が故意または重大な過失等により事故が発生したとき。

②会員の犯罪行為により事故が発生し、給付を行うことが適当でないと認められたとき。

※その他サービスセンターが指定する資料等を提出していただく場合があります。

受給資格

会員として資格を取得した以後に、給付事由が発生した場合に支給します。
 1日付け入会の方は、当月の1日からサービスが受けられます。
 (2日付け以降の入会の方は、翌月の初日から効力発生になります。)
※入学祝金は、4月1日現在会員である方が対象となります。

請求方法

申請が必要な給付該当事由が発生したら、事業所に請求手続きの依頼をしてください。
 「請求書」(52ページ)に必要事項を記入し、事業所の証明を受けて、センター事務局に申請してください。

受領方法

給付金は、入会時に登録した口座に振込みますので、事業主から給付金を受けてください。
 毎月10日と25日に振込みます。
 ただし、4月1日から4月25日までの対象給付については、4月30日の振込みになります。
 (振込日が金融機関の休業日に当たるときは、前営業日に振込みます。)
 事前に振込通知の案内を送付いたします。

注意事項

ご夫婦とも会員の場合、2人とも請求できます。
 死亡弔慰金の親・子は、登録家族でなくても請求できます。

令和6年度給付金該当者

区分	令和6年度	
20歳祝金	平成16年4月1日～平成17年3月31日に生まれた方	
勤続	10年	平成26年4月2日～平成27年4月1日に就職した方
	15年	平成21年4月2日～平成22年4月1日に就職した方
	20年	平成16年4月2日～平成17年4月1日に就職した方
	25年	平成11年4月2日～平成12年4月1日に就職した方
	30年	平成6年4月2日～平成7年4月1日に就職した方
	35年	平成1年4月2日～平成2年4月1日に就職した方
	40年	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日に就職した方
銀婚祝金	平成11年4月1日～平成12年3月31日に結婚した方	
還暦祝金	昭和39年4月1日～昭和40年3月31日に生まれた方	

※勤続祝金について、事由確定日は入社年月日の前日となります。

(令和元年9月より、全労災協会の約款条項の改訂による)

例)平成26年4月1日入社の場合、確定日が平成26年3月31日となります。

慶弔給付金のうち、勤続祝金、銀婚祝金、還暦祝金及び住宅災害見舞金については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約して実施しています。

当サービスセンター又は会員が当該保険の被保険者となり、保険金支払の各条件等については、当該保険契約に付帯する普通保険約款の規定によります。